

札幌市立開成小学校 いじめ防止基本方針

令和5年（2023年）2月 改訂

いじめは、全ての児童に関する重大な問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくすることを目的とする。いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。開成小学校では、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を重点としていじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、市、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の根絶を目指していく。

○ 「いじめ」の定義

札幌市教育委員会では、いじめ防止対策推進法第2条の規定に準じ、「いじめ」を次のように定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

更に、いじめに多様な様態があることを踏まえ、個々の行為がいじめに該当するか、どのような対応が適切であるかを適切に判断することを示している。

本校でも札幌市のおさえに準じることとし、更に基本的な認識として次の3点を確認する。

- 1 いじめは、どの子にも起こりうる。（被害者にも、加害者にもなりうる。）
- 2 いじめは、教師や保護者の目の届かないところで行われることが多い。
- 3 いじめは、人として許されない行為である。学校は、いじめ防止に力を尽くすとともに、万一の場合には、いじめられている子を守り通さなければならない。そのためには組織的対応が要である。

○ いじめ防止のための組織

本校では、校内組織である「学びの支援委員会」（学年主任、児童生徒担当）に、教務主任・保健主事・養護教諭・教頭を加えたメンバーを「学校いじめ対策委員会」と位置付ける。さらにスクールカウンセラー（以下 SC）、市教委巡回相談指導員、必要と考えられる教職員をメンバーに加える。

学校いじめ対策委員会は、「いじめ防止基本方針」「学校安全計画」の推進・評価修正、研修会の企画実施などを目的とする。また、いじめ発生時には迅速・柔軟に指導体制を作るが、学年をまたがる事案や全職員の共通理解に基づく指導が必要な事案等については、学校いじめ対策委員会を対応の推進役とする。

○ 「いじめの未然防止」への取組

取組の項目	具体的な行動内容	中心になる担当者
「学び合う」学習の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いのよさを認める場づくりや「失敗」の許容される雰囲気づくりなど、基盤としての支持的学級風土づくり。 ・かかわり合いや学び合いのある授業、楽しく分かる授業作りを通した学習の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員
命を大切にする指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人とかかわる楽しさや人への思いやりの姿を大人がモデルとなって見せる。 ・道徳授業の充実 ・幼稚園訪問や福祉の授業の実施 ・性指導、LGBTQに関する指導の実施 ・地域老人会との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員 ・各担任 ・5年生 ・養護教諭 ・4年生
異学年交流を通した心情の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい活動による縦割りの全校での交流の場づくり。 ・委員会活動、クラブ活動による異学年交流の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年 ・委員会、クラブ担当者
子どもの権利条例の理念を踏まえた、児童によるいじめ防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会のレベルアップ運動の中で「いじめ防止」を呼びかける。 ・子ども自身が問題を話し合い解決していけるような力をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会担当者 ・全教職員
情報モラルの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルの学習の充実。 ・学校説明会や学校便りを通した保護者啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5、6年生 ・教務主任
家庭・地域関係者との協力関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページ、PTAや地域関係者の集まる会議などの場を活用し、いじめ防止対策の概要を説明するなどして理解を求める。 ・<u>警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、連絡窓口となる担当職員を確認する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭
新型コロナウイルス感染症に関わる誹謗・中傷、いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童やその家族の感染が判明した場合は、感染状況をしっかりと把握し、「札幌市における教育活動のガイドライン」などにに基づき、対応する。 ・新型コロナウイルスの感染が原因でいじめの対象とならないように、指導を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員

○ 「いじめの早期発見」への取組

取組の項目	具体的な行動内容	中心になる担当者
子どもの変化や困りを迅速に捉える	<ul style="list-style-type: none"> ・月例の主任会では、日常の行動観察や児童の学習活動および保護者や地域から得た情報を教職員で共有する。（日常は子どもの些細な変化に気づいていくことを大切にする。） ・学びの支援交流会（年2回実施）では、関連機関との連携による研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員 ・特別支援コーディネーター ・SC

○ 子どもの変化を感じ取るためのポイント

【表情・態度】

- いつもニコニコしている子から笑顔が消え、ふさぎ込むようになる。
- ぼんやりと考えごとをすることが増える。
- 急にわざとらしくはしゃぐようになる。
- 周りの様子を気にし、びくびくしているように見える。
- 感情の起伏が激しくなっていることが多い。
- 休み時間、一人でいることが多い。
- 忘れ物が急に多くなった。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- いつも他人の嫌がる仕事をしている。
- 学校を休みがちになる。

【服装・身体】

- 体に傷やあざがついている。
- 服が破れていたり、汚れていたりすることが増えた。

【持ち物】

- 学用品や靴などが隠されたり、いたずらされたりする。
- ノートや教科書などに落書きされている。

【教師との関係】

- 教師と視線を合わせなくなった。
- 教師との会話を避けるようになった。
- 教師が友達のことを聞くと、避けたり嫌がったりする。
- 教師に話したそうにしているが、友達が教師の側に来るとその場を去ってしまう。

【友達との関係】

- 友達から不快な呼ばれ方をしている。
- 特定の子が話すと、笑ったり馬鹿にしたりしている。
- 友達が急に変わったり、特定のグループについて回ったりしている。
- 友達の持ち物を持たされている。
- 友達から話しかけられない。

無断欠席児童や欠席が続く児童への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・無断欠席の児童には、学校から必ず朝のうちに連絡を入れる。連絡がつかなければ教頭に報告し、再連絡や家庭訪問する。 ・保護者と連絡をとり、児童の状況に応じて面談や家庭訪問を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任外 ・各担任
悩みやいじめアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・6月…新学期が始まり、子どもの悩みやいじめを早期発見するためアンケートを行う。いじめられている等の訴えがあった場合は、必ず面談を行い、事実確認をする。 ・11月…全市一斉の市教委のいじめにかかわるアンケートの実施。全児童と面談を実施し、確認を行う。 ・2月…11月の調査後の経過等を確認するためアンケートを行う。必要に応じて、面談を行い、事実確認をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭 ・児童生徒担当
保護者との連携の重視と教育相談体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに保護者との情報の共有。(参観懇談、個別の電話連絡等) ・悩みやいじめアンケートと連動した個人懇談の実施(6月と10月)。 ・スクールカウンセラーの活用推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各担任 ・教頭 ・児童生徒担当 ・SC
校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による「いじめ防止基本方針」の策定と共通理解。 ・自殺防止マニュアルなどにかかわる校内研修の実施。 ・<u>重大ないじめ事案に対して、学校と警察が連携して対応し解決に向かった好事例をもとにした校内研修の充実、連携体制の強化。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会

○ 「いじめへの対処」への取組(基本マニュアル)

対応のステップ	具体的な行動内容
1 いじめの情報の把握・アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・授業等でからかいなどがあれば、その場で必ず指導する。 ・変化に気づいたら過小評価せず、学年および教頭(または担任外)に相談し、迅速にアセスメントまたは初期対応の体制をつくる。 ・特定の職員で抱え込まず、直ちに情報を共有する。

<p>2 初期対応・事実確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対応チームを決め、短期間に同時・個別に聴き取りを行う。 ・事実確認の段階では、安易に善し悪しの判断をせず、内容をしっかり聞き取る。 ・メモをもとに関係職員で情報共有し、事実関係や全体像を把握する。 ・指導の方針と体制を決める。 ・被害児童保護者と連絡を取り、解決の方向について連携する。 ・場合によってはいじめの解消が確認されるまでの間、全教職員への周知、教育委員会やスクールカウンセラー、<u>警察等の関係機関との情報共有・連携</u>を行う。 ・客観的な事実の記録を行う。
<p>3-1 被害児童への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童の辛さや悔しさを十分に受け止め心理的安定を図る。 ・被害者の考えを元に、具体的な支援の方法を提示し安心できるようにする。 ・被害者と教職員、友人との人間関係の確立と修復を図り、被害者が孤立感を抱かないようにする。 ・席替え、休み時間の見守り、一日の振り返りなど、具体的に継続的な支援を実施する。 ・家庭訪問などで保護者との連携を保ち、学校と家庭の双方が共通の考えで本人を援助する。
<p>3-2 加害児童への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられている者の辛さ・悔しさを自分事として考えさせ、いじめは重大な人権侵害であり許されない行為であることを理解させる。 ・自分が二度と過ちを繰り返さないようにするため、何をしなければならぬかを考えさせる。 ・いじめた理由や心情もしっかりと聞き取り、根本的な解決につながるよう配慮する。 ・休み時間の見守り、一日の振り返りなど、継続的に様子をみていく。 ・保護者にも加害の事実を伝え、保護者としてどのような対応が必要か話し合う。 ・<u>事案に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用に加えて、少年サポートセンター・警察など、外部の専門機関との連携を図る。</u>

3-3 全体への指導	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを自分事として捉えさせ、よりよい学級にするために自分たちは何をしなければならないかを考えさせる。 ・関係児童の心情に配慮しつつ、場合によっては学級便りや保護者会を通して学級の保護者に事実を伝え、望ましい方向に学級集団を育てるための協力を依頼する。
4 事後指導、再発防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の観察や当事者との面談、保護者との連絡などを通して、一定の期間再発防止の取組を続ける。 ・被害児童の保護者と十分連絡を取りながら、いじめが解消したかどうかの判断をする。（3か月を目安とする） ・学校いじめ対策委員会で取組の評価をするとともに、経過の記録を整備し、校内研修等で活用する。

○ 重大事態発生時の対応

重大事態発生時は、事態の一層の悪化をただちに全力で防ぐとともに、教育委員会に報告し「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」及び「重大事態ガイドライン」に定められた対応を行う。また、警察に相談・通報し、適切な援助を求めるなど、連携して対応する。

なお、重大事態の定義は、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に定められたとおりである。

<p>① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 具体的には次のようなケースなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 <p>② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。</p>
--

○ いじめの相談について

いじめについて相談することや通報することの大切さを児童に伝えるとともに、相談できる大人や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては十分な配慮を行い、迅速かつ適切に対応する。

【学校】

・教諭 ・校長、教頭 ・養護教諭 ・スクールカウンセラー

【学校以外】

- ・札幌市教育センター教育相談室 Tel 6 7 1 - 3 2 1 0
- ・札幌市子どもアシストセンター相談専用電話 Tel 2 1 1 - 3 7 8 3 (大人用)
- ・札幌市子どもアシストセンター相談メール Tel 0 1 2 0 - 6 6 - 3 7 8 3 (子ども専用)
- ・札幌市子どもアシストセンター相談メール assist@city.sapporo.jp

- ・24時間子供SOSダイヤル（全国共通） TEL 0120-0-78310
- ・興正こども家庭支援センター（相談電話） TEL 765-1000
- ・羊ヶ丘児童家庭支援センター（YOU・勇・コール） TEL 854-2415
- ・札幌市教育委員会（少年相談室） TEL 0120-127-830
- ・札幌市教育委員会（児童生徒担当課） TEL 211-3861
- ・札幌法務局（子どもの人権 110番） TEL 0120-007-110
- ・北海道警察本部（少年相談 110番） TEL 0120-667-110
- ・チャイルドラインほっかいどう TEL 0120-99-7777